

振込帳規定

この振込帳により、お振込される場合は、次の規定によりお取扱します。

1. (取扱店の範囲等)

この振込帳を使用して振込む場合は、当店のほか、当行本支店のどこの店舗でも振込ができます。

2. (振込の方法等)

(1) 自動預金入金支払機（以下「預金機」という）により振込む場合は、預金機にこの振込帳および現金を挿入して操作してください。なお、1 回あたりの振込金額はその預金機に表示された範囲とし、預金機が現金を確認したうえで振込の手続をします。

(2) 窓口で振込む場合は、当行所定の振込依頼書に受取人のおなまえ、お振込金額等をご記入のうえ、現金とこの振込帳をご提出ください。

(3) 振込帳をお持ちでない場合は、前 (1)・(2) 項のお取扱はできません。

3. (振込帳への記帳)

この振込帳の提出をうけて振込を受付けた場合には、この振込帳に「お振込金額」を記帳します。

4. (取扱中止)

この振込帳は、指定の受取人から当行に取扱中止の申出があった場合は、利用できません。

5. (振込金の組戻)

この振込帳により振込を行った場合には、振込金の組戻はできません。

6. (住所等の変更)

振込人の住所、電話番号等が変更になった場合は、指定の受取人へただちに連絡し、受取人を通じ当行にお届けください。

7. (振込帳の喪失)

この振込帳を失った場合は、指定の受取人へただちにご連絡ください。新しい振込帳は受取人を通じて交付します。

以 上